

## 一般社団法人 高知県バスケットボール協会の定款に付随する規則

### 1. 事務所（第2条）

- ① 主たる事務所は、以下の通りとする。

〒780-0088 高知県高知市北久保 11 番 20-502 号 常勤職員 松岡聡

TEL 088-882-8515 FAX 088-882-8516

E-mail kochi-basketball\_kba@mopera.net

- ② 当面の間、従たる事務所は設置しない。

### 2. 事業（第4条）K B Aの行う事業を実行する委員会

- ① 第4条の事業を実行するために以下の委員会を設置することとする。

#### （1）総務委員会

法人の法務を担当し、また事務局を補佐して法人の運営にあたる。

下部に、高知県におけるバスケットボール活動および協会の業務等を広報・普及する広報・普及部会を置く。

#### （2）財務委員会

法人の財務会計を総括する。

K B Aの予算を執行する委員会、部会についてはその会計を担当する者を財務委員会の委員として置かなければならない。

#### （3）競技会委員会

高知県内における競技会の円滑な運営にあたる。

下部にBリーグ，Wリーグ，その他の興行を招致、運営する組織として興行部会を置く。

#### （4）規律委員会

高知県内における競技者および指導者の規律確立にあたる。

この委員会はJ B A裁定委員会の定める規則に遵い、裁定機能を有する。

#### （5）審判委員会

高知県内の審判育成指導および規則の周知にあたる。

#### （6）ユース育成委員会

高知県を代表するチームおよび選手の強化・育成にあたる。

下部に、国民体育大会の高知県チームを総括する国体部会を置く。国体部会は成年男子、成年女子、少年男子、少年女子を担当するスタッフとする。

#### （7）指導者養成委員会

高知県内の指導者に対するライセンス管理およびライセンス講習を担当する。

#### （8）スポーツ医科学委員会

高知県内におけるバスケットボール活動に対し、スポーツ医科学面からの助言、勧告等を行う。

#### （9）大会実施委員会

高知県のオールジャパン予選を実施する部会、3×3日本選手権実施部会および高知県で開催される全国大会を実施する部会を置く。

## (10) 事務局

## (11) その他（臨時的かつ特別に設ける委員会）

- ② 事務局内に「事務局長」および「事務局次長」を置く。
- ③ 事務局長は、各事業が円滑に行われるよう連絡及び調整を行う。
- ④ 各委員会に属さない事業については、事務局長の指導の下、事務局または事務局長に指定された委員会が行う。
- ⑤ 各事業はその委員会のみにとどまることなく、事務局長の指導の下、各委員会が協力してこれを行う。
- ⑥ 11号については、各委員会に該当しない事業で、臨時的且つ特別に設置する委員会であり、設置期間は1箇年以内とする。
- ⑦ 第4条の範囲において新たな委員会が必要となった場合は、理事会の議決により新たな委員会を設置することができる。

## 3. 事業（第4条） 監事の職務及び権限（第26条） 資産（第7章）

- ① 法人の資産は、財務委員会が管理する。
- ②、法人の事業を実施する上で恒常的に予算必要とする委員会、部会は、少なくとも1名以上、会計担当者を設置しなくてはならない。
- ③ 高知県内で開催される全国大会については、大会実施委員会の内部で会計担当を定める。
- ④ 臨時的に行う事業については財務委員長が指名する者が会計を担当する。
- ⑤ 財務委員会は、②、③、④で定める会計担当で構成する。

## 4. 法人の構成員Ⅰ（第5条） チームの構成

- ① チームは（公財）日本バスケットボール協会（以下、JBA）及び（一社）高知県バスケットボール協会（以下、KBA）に競技者登録している者（以下、競技者）およびコーチ、マネージャーなど（以下、チームスタッフ）で構成される。
- ② チームは、JBA及びKBAにチーム加盟をしなければならない。
- ③ チームは、②のためにJBA及びKBAにチーム加盟料を支払わなければならない。
- ④ 競技者は、チームに所属するためにそのチームを通してJBA及びKBAに競技者登録をしなければならない。
- ⑤ 競技者は、④のためにJBA及びKBAに競技者登録料を支払わなければならない。ただし、別に定めるミニバスケットボールの競技者はこの限りではない。
- ⑥ 規則5（5）の障がい部については、当面の間、上記①から⑤の規則ではなく、該当する障がい者団体の規則によるものとする。

## 5. 法人の構成員Ⅲ（第5条） チームの種別

KBAに所属するチームは次の各号のいずれかに所属するものとする。

- (1) 社会人連盟
- (2) U18（高等専門学校を含む。）
- (3) U15

- (4) U12
- (5) 障がい者部

#### 6. 法人の構成員Ⅱ（第5条）チームの代表者

- ① チームは、競技者又はチームスタッフの中から代表者を選出し、KBAの会員として届け出なければならない。
- ② チームの代表者は、そのチームに対して全責任を負うものとする。
- ③ チームの代表者がその任期中に何らかの事由で欠けた場合は、速やかに別の者をそのチームが選出して代表とすること。その際も②の責任は引き継がれる。

#### 7. 経費の負担（第6条）

KBAに所属するチームは、出場する大会の参加料および受講する講習会等、KBAの事業を行うに必要な経費を支払うこととする。

#### 8. 社員（第7条）

- ① 2に掲げられた各部は、届けられた会員のうち、次の範囲で正会員を理事会に推薦することとする。
 

(1) 社会人連盟	20名以内（男子チーム14，女子チーム6）
(2) U18	12名以内（男子チーム7，女子チーム5）
(3) U15	10名以内（男子チーム6，女子チーム4）
(4) U12	8名以内（男子チーム4，女子チーム4）
(5) 障がい者部	3名以内（男女の別はなし）
- ② 正会員を推薦する場合は、各部での総会等における総意を下に推薦すること。
- ③ ①の正会員は、理事会の承認を経て当法人の社員とし、社員総会での議決権を持つ。
- ④ その他の会員は準社員とし、社員総会での議決権は持たない。

#### 9. 役員等（第23条，第24条，第25条）理事

- ① 理事は、現在高知県内でバスケットボールに携わっている者かまたはかつて携わっていた者で、高知県バスケットボール協会の運営に責任を持って取り組める人物とする。
- ② 理事は、社員総会の議決をもって理事となる。
- ③ 会長は、理事会において理事の中から会長として指名された者が社員総会の議決をもって会長となる。また社員総会の議決の後の理事会の決議を経て代表理事となる。
- ④ 副会長は5の各号の部がそれぞれ1名を社員総会に推薦する。またそれ以外に会長は副会長を若干名社員総会に推薦することができる。  
副会長は理事とする。
- ⑤ 会長は、副会長のうち1名を会長代行副会長として指名する。
- ⑥ 副会長は、社員総会の議決をもって副会長となる。
- ⑦ 会長代行副会長は社員総会の議決の後の理事会の決議を経て代表理事とする。
- ⑧ 理事長は、理事会において理事の中から指名された者が社員総会の議決をもって理事長となる。

理事長は専務理事とする。

- ⑨ 会長または理事長は理事の中から理事長代行を若干名指名できる。  
理事長代行は専務理事とする。
- ⑩ 2の各号の委員会は委員長1名を理事として社員総会に推薦する。
- ⑪ 5の各号の部は運営責任者1名を理事として社員総会に推薦する。  
運営責任者は副理事長とし、また常務理事とする。
- ⑫ 会長は事務局長1名を理事として社員総会に推薦する。  
事務局長は常務理事とする。
- ⑬ 会長は事務局次長1名を理事として社員総会に推薦する。
- ⑭ 副理事長および委員会の委員長は、補佐として若干名を理事として社員総会に推薦できる。

#### 10. 理事等（第23条，第24条，第25条）理事会の役職（旧任意団体役職名参照）

① 会長	代表理事	1名
② 会長代行副会長	代表理事	1名
③ 副会長	理事	若干名
④ 理事長	専務理事	1名
⑤ 理事長代行	専務理事	若干名
⑥ 副理事長（各部総括責任者）	常務理事	各部1名
⑦ 事務局長	常務理事	1名
⑧ 事務局次長	理事	1名
⑨ 各委員会委員長	理事	各委員会1名
⑩ その他	理事	若干名

#### 11. 理事会（第25条，第6章）および役員会

- ① 一般社団法人高知県バスケットボール協会の理事は、定款に遵い、理事会を設置する。
- ② 理事会とは別に役員会を設置し、1箇月または2箇月に1回の頻度で開催する。役員会においては各部及び各委員会業務の執行状況を報告し、また細微な変更などを審議することとする。
- ③ 役員会のうち、社員総会に提出する議題を決議する会ならびに法人の重要事項を決議する必要がある役員会をもって法人の理事会とする。
- ④ 役員会を理事会とする場合は、会長があらかじめすべての代表理事および理事に告知しなくてはならない。
- ⑤ 理事会は少なくとも事業年度毎に2回以上開催し、第25条にある報告を行うこととする。

#### 12. 規則の変更

- ① 定款の変更に関わらない、この規則の変更については、理事会の議決により変更することができる。
- ② 規則の変更は直ちに全会員に広報し、また次に開かれる直近の社員総会にて報告する。

13. この規則の施行について必要な細則は、理事会の議決により別に定める。

附則

この規則は一般社団法人高知県バスケットボール協会の設立に伴い、平成28年4月1日より施行する。

一部改正 平成30年4月1日